



**公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金
(愛称：あいちモリコロ基金) 助成対象事業**

平成29年度募集要項 (28年10月)

※展開期・大規模の募集は、今回が最終となります。

1. 公益信託愛・地球博開催地域社会貢献活動基金について

市民の自発的な参加に基づく社会貢献活動を支援することを目的とする基金（愛称：あいちモリコロ基金）は、平成17年に開催された愛・地球博の収益金をもとに、平成19年8月30日に設立され、愛知県と公益信託契約を締結した三菱UFJ信託銀行が受託者として管理運営しています。

基金の愛称は、愛・地球博のマスコットキャラクター「モリゾー」と「キッコロ」の略称を用いました。両キャラクターの応援を得て、この基金が県民に親しまれ利用しやすいものになり、できるだけ多くの有意義な社会貢献活動に役立てることを願って付けました。

2. みんなで受け継ぎ、広げる愛・地球博の理念

愛・地球博の基本理念は、持続可能な社会の創造と21世紀社会のモデル構築であり、これを継承発展させるに相応しい活動、言い換えれば、「市民が、よりよい社会づくりを目的とする、自発的な社会貢献活動」が広く助成対象となります。

超高齢社会や地球環境問題への正面からの取組はもちろん、厳しい経済環境の下で身近に発生している諸問題を支えあって解決しようという取組など、幅広い活動の応募を期待しています。

多くの皆様の応募をお待ちしています。熱い思いを込めて助成金の獲得を目指してください。

また、市民の様々な活動を支援する取組、例えば、当基金の助成対象団体の活動を支援する活動も助成対象となります。

活動区分	対象となる活動期間	内容	助成率(以内)	助成額(上限)	選考方法	助成件数(目安)
① 初期活動 (前期募集)	平成29年 4月から 平成30年 3月まで	活動開始後5年以内 の団体等の活動	10/10	30万円	書類審査	40～ 50件 程度
② 展開期活動		一般社会貢献活動 (行政、企業又は 他のセクターと の協働を含む)	8/10	100万円	書類審査 及び 公開審査	50件
③ 大規模活動		上記②のうち、 十分な事業経験や 知識等があると認 められる団体等が 行う大規模な活動	8/10	500万円		7～8 件

注1) 既に本基金の助成金を受けたことのある団体又はグループは、「初期活動」の申請はできません。

注2) ①と②又は③を同時に申請できません。

注3) ②③の募集は、今回が最終となります。29年度の初期活動(後期)の募集は、29年6月頃を予定しています。

複数年活動の助成はありません。

3. 応募資格と対象活動

愛知県とその隣接の岐阜県、三重県、静岡県及び長野県内の5人以上の団体・グループです。詳細は、下の助成対象者をご覧ください。

市民の自発的な社会貢献活動全般が対象となる間口の広い助成制度です。環境や国際交流だけではなく、福祉、文化、教育、経済等社会のあらゆる分野の取組が助成対象と成り得ます。

1. 助成対象者

愛知県及び隣接県内（岐阜、三重、静岡、長野の4県）の非営利団体及びグループ（5人以上。法人格の有無は問いません。以下「団体等」といいます。）です。

(1) 隣接県内（岐阜、三重、静岡、長野の4県）の団体等の場合

岐阜、三重、静岡、長野の4県に所在地、連絡・通知先がある団体等の場合は、愛知県内の団体等と「共催」で行う事業に限られます。

この場合「共催」とは、愛知県内の団体等を含む二以上の団体等が共同で行う活動を行います。ただし、協賛又は後援の場合は助成対象としません。

※ 申請書は「共催用」を使用してください。

(2) 助成の対象外となる団体等

- ① 行政及び企業
- ② 責任者、連絡先等が明確でない者
- ③ 助成金の管理能力に欠けると認められる者
- ④ 法令遵守に問題の認められた者(例:所轄庁への事業報告書の提出を怠っているNPO法人)

2. 助成対象となる活動

(1) 愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい市民の自発的な参加に基づく社会貢献活動で次に掲げる活動とします。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 次に掲げる活動は助成対象としません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動
- ③ 地域住民の親睦会や交流行事などの一時的な単なるイベント
- ④ 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動

3. 助成活動の実施エリア

愛知県内で活動を実施することを原則とします。ただし、次に掲げる場合は愛知県外の活動であっても対象とします。

- (1) 隣接県内（岐阜県、三重県、静岡県及び長野県）における活動で、その活動の成果が愛知県内に及ぶ場合
- (2) 愛知県民を主たる対象とした現地研修等の社会貢献活動を愛知県及び隣接県外で行う場合
- (3) 海外での活動であって、国際協力・貢献活動等の場合

4. 助成の種類・助成額・支援期間

(1) 「初期活動」助成

- ①愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動に対する助成
- ②上限30万円（助成対象事業費の10分の10の範囲内で助成）
- ③申請対象の制限

初期活動の申請対象者は、申請受付日現在で活動期間5年を超えない団体等に限ります。

活動期間の算定方法は次のとおりです。

イ. NPO法人等、法人格を取得した団体等の場合は、団体等の法人登記の日からとなります。

ロ. 任意団体等、法人格を取得していない場合は、団体等の会則、規約等を最初に定めた日からとなります。

(2) 「展開期活動」助成

- ①愛・地球博の理念を継承発展させるに相応しい社会貢献活動に対する助成
- ②上記①の活動を支援する活動に対する助成
- ③上限100万円（助成対象事業費の10分の8の範囲内で助成）

(3) 「大規模活動」助成

- ①上記(2)において、影響力の大きな活動、先進的なモデルとなる活動で、十分な事業経験や知識等があると認められる者（過去に他基金の活用など、十分な成果を挙げたと認められる場合）が行う大規模な事業に対する助成
- ②上限500万円（助成対象事業費の10分の8の範囲内で助成）

(4) 助成金の総額

今回の助成総額は1億円程度（初期前期、展開期及び大規模の各活動の合計）

(5) 助成の対象となる活動期間

平成29年4月から平成30年3月までの間に行う活動を助成対象とします。

(6) 給付回数制限

- ①「初期活動」助成は1回限りとします。また、初期活動への申請と併せて展開期又は大規模の各活動への申請はできません。
- ②ただし、同一内容の活動について、助成金の給付を受けられるのは、展開期又は大規模の各活動の累計で3回までとします。（同一内容の活動と判断されるものも含まれます。）

(7) 申請対象者の制限

本公益信託の助成先として受給された団体等は、「初期活動」の申請はできません。

5. 助成金の対象経費

助成金の対象となる経費は、助成金を受けようとする団体等が助成対象活動の実施に直接必要とする事業費で、次の各費用をいいます。

事業費名	経費の内容
(1) 物品・資材購入費	活動に主要な役割を果たす物品・資材等の購入費用
(2) 業務委託費	申請者では不可能な技術・知識を要する作業等の委託費等
(3) 外部講師謝金	外部から招へいした講師等に支払う謝金・交通費・宿泊費
(4) 印刷製本費	印刷代、会議資料費、報告書作成費
(5) 旅費交通費	交通費・宿泊費実費、ガソリン代、高速代、駐車場代等
(6) 通信費	郵送料、電話通信料等
(7) 事務・消耗品費	事務用品、消耗品等
(8) 機材・施設等賃借料	活動に短期的に必要な機材の借上げ料、会議施設利用料 (団体等が通常使用する事務所等の賃借料、水道光熱費を除く)
(9) 人件費	実際の助成対象活動に直接関わって技術、知識や役務を提供する者(役員含む)に支払う経費(給与手当、法定福利費、通勤費を含む)
(10) 雑費	保険料、振込手数料等

- ① 原則として項目間の流用は認められません(単価の変動等で項目毎に生じる初期活動で20%以内且つ3万円以内、展開期活動又は大規模活動20%以内で且つ5万円以内の増減を除く)。予算を変更する場合は、あらかじめ「変更届」を提出し、受託者の承認が必要となります。
- ② 団体等の管理運営費など、助成対象事業の実施に直接必要となるものではない経費については、助成対象外とします(例:総会や理事会の開催に係る費用)。
- ③ 10万円以上の備品購入の場合、購入によることが適切で助成対象事業の実施に欠くことができない物のみが助成対象となり、購入後5年間は処分が禁じられます。
一組当たり10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材・施設等賃借料には見積書の添付が必要となります。
- ④ 本助成金により購入した備品には、本公益信託からの助成対象である旨を示すシール等の貼付・表示を義務付けます。本助成金により作成したチラシ、パンフレット、報告書等の印刷物などには、「この事業は、愛・地球博開催地域社会貢献活動基金の助成金を受けています。」との表示をしていただきます。又は、この事業は、「あいちモリコロ基金の助成金を受けています。」の表示も可です。
- ⑤ 対象事業の領収書日付が原則として当該活動期間内であることが必要です。

6. 募集期間・募集要項・申請書用紙

(1) 募集期間

平成28年10月1日(土)から平成28年10月31日(月)まで

(平成28年10月31日消印有効)

募集期限を経過したものについては、審査対象となりませんのでご注意ください。

(2) 応募方法

所定の「申請書」に必要事項を記入し、次の書類を添付の上、(3)に記載の申請書郵送先あて郵送してください。なお、申請書の写しはお手元に保管してください。

I 初期活動の場合

【提出書類】	
① 平成29年度 初期(前期)助成申請書	→2部(全て片面印刷)
(単一団体・実行委員会：単一団体・実行委員会用、共催：共催用)	
② 団体等の定款、会則又は規約の写し	→2部(A4用紙で全て片面印刷)
(実行委員会の場合は委員会の会則等、共催の場合、共催参加全団体の会則等)	
③ 直近の決算書類1期分(但し、当該年度設立団体は除く)	→2部(A4用紙で全て片面印刷)
④ 見積書(一組当たり10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材施設等賃借料がある場合)	→2部(A4用紙で全て片面印刷)

II 展開期活動又は大規模活動の場合

【提出書類】	
① 平成29年度 展開期・大規模 助成申請書	→2部(全て片面印刷)
(単一団体・実行委員会：単一団体・実行委員会用、共催：共催用)	
② 団体等の定款、会則又は規約の写し	→2部(A4用紙で全て片面印刷)
(実行委員会の場合は委員会の会則等、共催の場合、共催参加全団体の会則等)	
③ 直近の決算書類1期分(但し、当該年度設立団体は除く)	→2部(A4用紙で全て片面印刷)
④ 見積書(一組当たり10万円以上の物品・資材購入費、業務委託費、機材施設等賃借料がある場合)	→2部(A4用紙で全て片面印刷)

※申請書は2種類あります。次のイ及びロの提出が可能なものが助成対象者となります。申請主体(①～③)に沿って該当するものをお使いください。

A. 単一団体・実行委員会用

- ① 任意団体等の法人格のない団体等の場合
 - イ 団体等の定款、会則、規約又はこれらに類するもの
 - ロ 役員等名簿(役員が5名に満たない場合又はいない場合は、構成員を含めて5名の氏名と住所を記したもの)
※ 役員等名簿は、申請書内に記載してください。
- ② 団体等が実行委員会等を結成して活動する場合
 - イ 実行委員会の会則、規約又はこれらに類するもの
 - ロ 実行委員会の役員等名簿(役員が5名に満たない又はいない場合は参加団体等の構成員を含めて5名の氏名と住所を記したもの)
※ 役員等名簿は、申請書内に記載してください。

B. 共催用

- ③ 隣接県内(岐阜、三重、静岡、長野の4県)の団体等の場合
 - イ. 申請代表・共催各団体の定款、会則、規約又はこれらに類するもの
 - ロ. 申請代表・共催各団体の役員等名簿(役員が5名に満たない又はいない場合は参加団体等の構成員を含めて5名の氏名と住所を記したもの)
※役員等名簿は、申請書内に記載してください。

- (3) 申請書郵送先（東京です。ご注意ください。）
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5
三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託課
「あいちモリコロ基金係」宛
※ 申請書の受領通知は送付しません。可能であれば特定記録郵便でご郵送ください。
FAX・メールでは受付しません。
- (4) 募集要項・申請書用紙
- ① 募集期間中は、本基金ホームページからダウンロードすることができます。
ホームページアドレス <http://www.morikorokikin.jp/>
***平成28年8月下旬から10月31日まで**
- ② 募集要項・申請書用紙の郵送を希望の方は、次の宛先にFAXでご請求ください。
三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託課
「あいちモリコロ基金係」
FAX：03-6214-6253
※ 送付先の郵便番号・住所・送付先名・電話番号を記入しFAX送信ください。
- ③ 次の場所にも募集要項・申請書用紙が設置されています。
- イ 「あいちNPO交流プラザ」
名古屋市東区上堅杉町1番地 ウィルあいち2階
- ロ 「名古屋市市民活動推進センター」
名古屋市中区栄三丁目18番1号 ナディアパーク デザインセンタービル6階
- ハ その他の設置先
9頁の「あいちモリコロ基金相談コーナー」までお問い合わせください。
- (5) 注意事項
提出された申請書及び添付された資料は、助成先の選考のために当基金の運営委員会で用いられます。なお、提出された申請書等は返却いたしません。
また、助成の決定内容を委託者（愛知県）、主務官庁（経済産業省）又は第三者に提供する場合があります。提出された申請書等は、本基金のホームページ等で公開する場合がありますので、ご了承ください。

7. 選考方法

- (1) 「初期活動」は当基金の運営委員会による申請書の書類審査により助成先を選考、「展開期活動」及び「大規模活動」は、申請書の書類審査に加えて公開審査により助成先及び給付額を選考します。
- (2) 公開審査会の実施要項等は、書類審査により公開審査の対象となった申請者に郵送にてご案内します。なお、公開審査会は、平成29年3月に「ウィルあいち」（名古屋市内）で開催する予定です。
- (3) 公開審査会の対象となった申請者は、公開審査会に出席し、助成活動内容についてヒアリングによる審査を受ける必要があります。
止むを得ない事情により公開審査会に出席できない申請者は、別途受託者が指定する資料の提出をもって公開審査会の出席に代えることができます。
- (4) 「展開期活動」及び「大規模活動」では、当基金の運営委員会による書類審査及び公開審査において、採択先について費用等を審査し、助成申請金額を適宜減額の上、給付額を決定する場合があります。
- (5) 申請書の記入内容又は添付書類の不備により審査対象としない場合があります。

8. 選考基準

次の評価項目について審査し、その合計点の高い団体等から助成対象とします。
ただし、全ての活動において、「愛・地球博理念の継承性」及び「費用の妥当性」が3点未満の場合（5点満点中）は、他の項目で高い点を得て総得点が高い場合でも原則として助成対象とはしません。

（尚、「愛・地球博理念の継承性」の理念とは、募集要項の1ページに記載しております。）

（1） 評価項目及び評価の着眼点

評価項目	評価の着眼点
（1） 愛・地球博理念の継承性 ア．持続可能な社会の創造度 イ．21世紀社会モデル性	① 人類や地域共通の課題の存在を認識し解決を図る取組か ② 未来の世代に良好な地球環境や地域社会をもたらす取組か ③ 目的を共有する誰もが参加できる開かれた組織による取組か ④ 愛・地球博を萌芽とし、又は同博を機に一層促進した事業か 以上の各点から総合的に評価
（2） 必要性・公益性	① 社会情勢に応じてニーズが高い事業か ② 取り組む必要性は明確な事業か ③ 広く地域、社会に貢献する活動か なお、行政又は企業等他のセクターとの協働活動の場合は、上記に加え、以下の各点から総合的に評価 イ．NPOが主体性を確保して他のセクターと協働を図る活動か ロ．協働を図ることにより、より大きな成果が期待できる活動か
（3） 先駆性・先進性	① 21世紀社会の構築に向けて先駆けをなすに相応しい事業か ② 地域、社会の現状を踏まえて先進的といえる取組か ③ 社会共通の課題に対して独創性のある取組か 以上の各点から総合的に評価
（4） 発展可能性	今後、その成果の広がり期待できる活動か。また、次世代の育成につながる活動か。
（5） 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュールなど実現可能な活動か。
（6） 費用の妥当性	活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか。

（2） 評価方法

（1）の評価項目毎に次の5段階評価とします。（最高点：6項目×5点＝30点）

点数	5	4	3	2	1
評価	助成対象とすべき	助成対象として良い	助成対象として一応可	助成対象として疑問	助成対象としない

9. 審査結果通知

審査の結果については、応募者全てに郵送により次のとおり通知します。

- （1）平成29年度初期活動（前期）の助成の可否の結果及び同年度の展開期又は大規模各活動の公開審査会出場の可否の結果 ⇒平成29年2月上旬
- （2）平成29年度展開期又は大規模各活動の公開審査会による助成の可否の結果 ⇒平成29年3月下旬

なお、助成決定先・公開審査会出場先については、通知後、本基金のホームページ等で公開します。

また、決定後の各助成先には、助成金給付方法、助成対象活動報告の方法等について郵送により通知します。

10. 助成金の給付

助成金の給付は、申請金額に基づく概算払いとし、助成金受給者提出の振込口座指定書により、原則として平成29年4月中に銀行振込により一括給付します。

11. 実績報告書等の提出

- (1) 助成活動が完了した日から2ヶ月以内（最終期限は平成30年5月末日）に実績報告書・自己評価書を提出していただきます。
なお、実績報告書等の提出がない場合、助成金全額の返還を請求します。
- (2) 尚、平成29年9月末日を基準日として、初期活動助成団体は、「中間報告・チェックシート」を、大規模活動及び展開期活動の助成団体は、「中間実績報告書」の提出をしていただきます。
- (3) 実績報告書様式等は、本基金のホームページからダウンロード可能とする予定です。
- (4) 実績報告書には、実施した活動の内容が分かる写真及び領収証のコピーを提出していただきます。
- (5) 提出された実績報告書等は、本基金のホームページ等で公開する予定ですので、ご了承ください。

12. 活動成果の公開発表会

平成29年度の「展開期活動」及び「大規模活動」助成を受けた場合、助成活動の終了後に、公開の活動発表会に出席し、助成活動の成果を発表していただきます。
(平成30年9月頃名古屋市内で開催予定)

13. 助成金の返還

次の場合、助成金の全額又は一部の返還を請求します。

また、受託者が悪質と認める場合には、その事実を公表します。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。
- (3) 本基金からの助成金と他助成金及び助成対象活動によって生じる収入の合計が助成対象活動の事業費総額を上回ったとき。
- (4) 助成対象活動が縮小、中止もしくは継続不能となり、助成対象期間内に完了できないとき（期間内に完了しない場合、受託者に報告をして延長の承認をされることもあります。）。
- (5) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断される時。
- (6) 助成対象活動の終了時において、事業費が給付金額を下回ったとき。
- (7) 実績報告書を提出しなかったとき。

14. その他留意事項

- (1) 申請書の最終ページに、申請書作成時のポイント及び提出物チェック欄を設けています。ご注意の上、申請書を作成してください。ご不明の点を確認したい場合には、9頁記載の「あいちモリコロ基金相談コーナー」までご相談下さい。
- (2) 書面審査は、申請書及び定款、会則又は規約を基に行いますので、他の文書・図書・雑誌・新聞記事・DVD等は添付しないでください。
- (3) 申請書提出後、辞退する場合は、書面による届出が必要になりますので、速やかに問い合わせ先（三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託グループ「あいちモリコロ基金係」）（9頁記載）まで書面にてご連絡下さい。

お問い合わせ先

1. 本基金ホームページアドレス

<http://www.morikorokikin.jp/>

- ※ 募集要項や申請書がダウンロードできます（8月下旬～募集期間中のみ）。
- ※ 申請書の記入見本やよくある質問について分かりやすく解説しておりますので、Q&Aをご利用ください。

2. お問い合わせ窓口（本助成金の対象範囲や申請書の記入方法等のご相談）

「あいちモリコロ基金相談コーナー」 名古屋市東区上堅杉町1 ウィルあいち2階
「あいちNPO交流プラザ」内に設置されます。

電話：052（971）7770 FAX：052（971）7789

E-mail：office@morikorokikin.jp

- ※ 開設期間：平成28年10月1日（土）から10月31日（月）までの期間
火曜日～土曜日および10月31日（月）の10時～17時
（日曜日・祝日・月曜日を除く）
- ※ ご来訪希望の場合は、事前にご予約のお電話をお願いします。
- ※ 申請書の郵送先は下記の3. 申請書郵送先をお願いします。

（運営）基金サポート組織 特定非営利活動法人ボランティアネイバーズ

- ※ なお、本公益信託のホームページと特定非営利活動法人ボランティアネイバーズのホームページとは別のもので、同法人の電話・ホームページ等への本公益信託に関するご質問等をご遠慮ください。

3. 申請書郵送先 本公益信託受託者（東京です。ご注意ください。）

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行株式会社 リテール受託業務部 公益信託課

「あいちモリコロ基金」係 宛

- ※ 申請書の受領通知は致しませんので、可能であれば特定記録郵便にてご郵送ください。なお、FAX・メールでは受け付けしません。
- ※ 株式会社三菱東京UFJ銀行とは別法人につき、同行本支店等に誤って送付されないようご注意ください。